

2021 年 1 月 12 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 松 谷 博 司 殿

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 八木 健 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020 年 11 月末現在、100 百万円

会社が発行する株式総数 8,000 株

発行済株式総数 531 株

過去 5 年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された 3 名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。また、会社の機関として株主総会、取締役会のほか執行役員会があります。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

株主総会にて選任された取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。

執行役員会

最高経営責任者（CEO）、取締役会が指名する取締役、及び全ての執行役員により構成され、当社の業務の執行を行います。運営の詳細は「執行役員会規程」により定められ、取締役会から委任された事項、取締役会に付議する事項、執行役員会が承認機関となる社内規程等の制定改廃の承認、「業務分掌規程」にて定める各部室の業務内容、各部室の業務に関する運営方針及び人事を含む重要事項、新たな運用商品等を導入する場合の承認、その他執行役員会が業務執行上重要と考える事項についての決議を行うとともに、その結果及びその他経営に関する重要事項を速やかに取締役会に報告を行います。

(b) 投資信託の運用体制

1) 日本株式運用部及びグローバル資産運用部（合わせて以下、「運用部」という。）が運用・調査を担当しており、下記の意味決定プロセスに基づき、運用を行っております。

2) 意思決定プロセス

イ. 運用指図の意思決定は「運用会議規則」に従い、「運用会議」における運用方針及び運用方針の変更の承認、運用計画及び運用計画の変更の承認プロセスより開始されます。

「運用会議」においては上記のほか、運用の内容に関する報告、ガイドライン遵守状況の報告、売買に関する事項の報告、発注先に関する事項の報告及び承認、ソフトダラーに関する事項、新規取引手法の導入等、その他運用に関する事項の報告、運用再委託先の運用状況及び委託事項の遵守状況の報告、運用再委託先の運用体制に関する報告が行われます。

「運用会議」は、CEO、各運用部を管掌する者、執行役員会の全構成員、議長（各運用部の部長もしくはその代理を務める者）、また議決権を有さないメンバーとして、各運用部の運用担当者及びコンプライアンス室長にて構成され、原則として月1回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

ロ. ファンド・マネージャーは「運用会議」において承認された運用戦略に基づき、「投資判断者服務規程」、「金融商品の売買執行に関する規則」等に従い、実際の投資活動を行います。

2. 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。2020年11月末現在、委託者の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	43	83,074,707,762
単位型株式投資信託	6	28,311,492,732
単位型公社債投資信託	12	32,891,518,384
合計	61	144,277,718,878

3. 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
 - (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
 - (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
 - (4) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。
-

(1) 【貸借対照表】

科 目	期 別	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			2,004,066		2,613,412
未収委託者報酬			215,191		280,729
未収運用受託報酬			58,738		72,966
未収収益			52,697		72,980
特定金銭外信託			366,084		362,823
前払費用			14,499		15,350
未収入金			12,590		7,267
未収還付法人税等			97,956		—
未収消費税等			30,377		—
その他			4,638		3,938
流動資産合計			2,856,841		3,429,468
固定資産					
有形固定資産	※1				
建物		71,861		62,753	
車両運搬具		10,866		7,248	
器具備品		33,916		27,324	
リース資産		7,301		5,300	
有形固定資産合計			123,945		102,626
無形固定資産					
電話加入権		768		768	
ソフトウェア		59,961		72,768	
借地権		121		121	
無形固定資産合計			60,851		73,658
投資その他の資産					
投資有価証券		1,309,940		1,212,586	
長期預金		274,975		—	
長期差入保証金		80,270		103,133	
その他		936		334	
投資その他の資産合計			1,666,123		1,316,054
固定資産合計			1,850,921		1,492,339
資産合計			4,707,762		4,921,807

期 別 科 目	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		137,373		124,413
未払金		88,597		61,812
未払手数料	10,654		32,484	
その他未払金	77,942		29,327	
未払費用		90,722		104,416
未払法人税等		—		107,723
未払消費税等		—		5,658
前受収益		—		243
リース債務		2,340		2,160
流動負債合計		319,034		406,427
固定負債				
関係会社長期借入金		4,125		4,125
退職給付引当金		93,922		101,687
資産除去債務		20,393		20,862
繰延税金負債		77,027		44,536
リース債務		5,905		3,744
その他		752		359
固定負債合計		202,127		175,316
負債合計		521,161		581,744
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
利益剰余金		3,896,332		4,068,573
利益準備金	17,292		17,292	
その他利益剰余金	3,879,039		4,051,280	
繰越利益剰余金	3,879,039		4,051,280	
株主資本合計		3,996,332		4,168,573
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		190,268		171,490
評価・換算差額等合計		190,268		171,490
純資産合計		4,186,600		4,340,063
負債・純資産合計		4,707,762		4,921,807

(2) 【損益計算書】

期 別	前事業年度		当事業年度	
	自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日		自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	
科 目	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業収益				
委託者報酬		1,517,990		1,326,998
運用受託報酬		466,168		476,921
投資助言報酬		15,059		14,005
コンサルティング報酬		345,877		412,774
営業収益合計		2,345,095		2,230,699
営業費用				
支払手数料		85,054		103,800
広告宣伝費		13,373		10,473
調査費		346,440		307,494
営業雑経費		9,659		9,391
通信費	4,842		4,733	
協会費	2,139		2,322	
諸会費	1,285		1,043	
その他	1,392		1,291	
営業費用合計		454,528		431,160
一般管理費				
給料		944,883		889,504
役員報酬	143,100		133,650	
給料・手当	471,102		489,736	
賞与	330,680		266,118	
交際費		25,205		9,633
寄付金		1,150		2,150
旅費交通費		42,932		33,936
租税公課		6,916		6,448
不動産賃借料		113,651		117,356
退職給付費用		28,498		20,543
減価償却費		35,065		42,798
情報機器関連費		123,832		119,339
専門家報酬		41,284		48,854
その他		196,148		173,764
一般管理費合計		1,559,568		1,464,329
営業利益		330,998		335,210

期 別 科 目	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日		当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業外収益				
受取利息		1,436		2,393
為替差益		26,312		—
投資有価証券運用益		—		330
その他		1,387		1,197
営業外収益合計		29,136		3,921
営業外費用				
支払利息		123		124
為替差損		—		7,186
営業外費用合計		123		7,310
経常利益		360,010		331,821
特別利益				
投資有価証券解約益		50,807		30,757
固定資産売却益	※1	938		—
リース解約益		707		—
特別利益合計		52,453		30,757
特別損失				
投資有価証券評価損		—		12,616
投資有価証券償還損		—		26,285
投資有価証券解約損		—		230
固定資産除却損	※2	74		0
特別損失合計		74		39,131
税引前当期純利益		412,389		323,448
法人税、住民税及び事業税	140,602		173,767	
法人税等調整額	48,180	188,782	△22,560	151,206
当期純利益		223,606		172,241

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		評価・換算 差額等合計
		利益 準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	17,292	3,655,432	3,672,725	3,772,725	233,265	233,265	4,005,990	
当期変動額									
当期純利益			223,606	223,606	223,606			223,606	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△42,997	△42,997	△42,997	
当期変動額合計			223,606	223,606	223,606	△42,997	△42,997	180,609	
当期末残高	100,000	17,292	3,879,039	3,896,332	3,996,332	190,268	190,268	4,186,600	

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		評価・換算 差額等合計
		利益 準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	17,292	3,879,039	3,896,332	3,996,332	190,268	190,268	4,186,600	
当期変動額									
当期純利益			172,241	172,241	172,241			172,241	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△18,778	△18,778	△18,778	
当期変動額合計			172,241	172,241	172,241	△18,778	△18,778	153,462	
当期末残高	100,000	17,292	4,051,280	4,068,573	4,168,573	171,490	171,490	4,340,063	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～15年

器具備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	231,415 千円	240,789 千円
車両運搬具	5,425 千円	9,043 千円
器具備品	80,048 千円	89,747 千円
リース資産	2,700 千円	4,700 千円
計	319,589 千円	344,282 千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
車両運搬具	938 千円	— 千円
計	938 千円	— 千円

※2 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
建物	20 千円	— 千円
器具備品	54 千円	0 千円
計	74 千円	0 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等の他、ファンド組成のためのシードマネー等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社設定ファンドから期末までに日割で計上されたものであり、当該ファンドの決算日の翌営業日に当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等、時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

ほぼ全ての営業債権は、当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務および投資有価証券は市場価格および為替の変動リスクに晒されており、継続的なモニタリングを行う事で、適切なリスク・コントロールに努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,004,066	2,004,066	—
(2)未収委託者報酬	215,191	215,191	—
(3)未収運用受託報酬	58,738	58,738	—
(4)未収収益	52,697	52,697	—
(5)特定金銭外信託	366,084	366,084	—
(6)未収還付法人税等	97,956	97,956	—
(7)未収消費税等	30,377	30,377	—
(8)投資有価証券	1,309,940	1,309,940	—
(9)長期預金	274,975	277,502	2,527
(10)長期差入保証金	80,270	80,102	△ 168
資産合計	4,490,299	4,492,658	2,358
(1)預り金	137,373	137,373	—
(2)未払金	88,597	88,597	—
(3)未払費用	90,722	90,722	—
(4)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	320,819	320,918	98

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,613,412	2,613,412	—
(2)未収委託者報酬	280,729	280,729	—
(3)未収運用受託報酬	72,966	72,966	—
(4)未収収益	72,980	72,980	—
(5)特定金銭外信託	362,823	362,823	—
(6)投資有価証券	1,212,586	1,212,586	—
(7)長期差入保証金	103,133	102,927	△ 206
資産合計	4,718,632	4,718,426	△ 206
(1)預り金	124,413	124,413	—
(2)未払金	61,812	61,812	—
(3)未払費用	104,416	104,416	—
(4)未払法人税等	107,723	107,723	—
(5)未払消費税等	5,658	5,658	—
(6)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	408,149	408,248	98

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益 (5) 特定金銭外信託

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は全て投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。

(7) 長期差入保証金

長期差入保証金は事務所及び従業員社宅の賃借契約に伴う敷金であり、時価については当該保証金を一定の期間大口定期預金に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金は親会社からの借入金であり、時価は元利金の合計額を新規に金融機関から同一の条件で借入を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,004,066	—	—	—
未収委託者報酬	215,191	—	—	—
未収運用受託報酬	58,738	—	—	—
未収収益	52,697	—	—	—
特定金銭外信託	366,084	—	—	—
長期預金	—	274,975	—	—
合計	2,696,778	274,975	—	—

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,613,412	—	—	—
未収委託者報酬	280,729	—	—	—
未収運用受託報酬	72,966	—	—	—
未収収益	72,980	—	—	—
特定金銭外信託	362,823	—	—	—
合計	3,402,911	—	—	—

(注3) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	722,652	406,548	316,104
小計		722,652	406,548	316,104
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	587,288	612,510	△ 25,221
小計		587,288	612,510	△ 25,221
合計		1,309,940	1,019,058	290,882

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	809,087	537,306	271,781
小計		809,087	537,306	271,781
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	403,498	413,106	△ 9,607
小計		403,498	413,106	△ 9,607
合計		1,212,586	950,412	262,174

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について12,616千円（その他有価証券の株式12,616千円）減損処理を行っていません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	87,111	93,922
退職給付費用	28,572	20,661
退職給付の支払額	△ 21,762	△ 12,896
退職給付引当金の期末残高	93,922	101,687

(注) 前事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額 73千円、当事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額 118千円が含まれております。

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	93,922	101,687
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	93,922	101,687
退職給付引当金	93,922	101,687
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	93,922	101,687

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 28,572千円 当事業年度 20,661千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
繰延税金資産				
退職給付引当金	32,487	千円	35,172	千円
その他有価証券評価差額金	8,724	〃	3,323	〃
資産除去債務	7,054	〃	7,216	〃
未払事業税	—	〃	9,458	〃
その他	6,928	〃	11,725	〃
繰延税金資産の小計	55,193	〃	66,896	〃
評価性引当額	△ 7,780	〃	△ 13,983	〃
繰延税金資産の合計	47,413	〃	52,912	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	△ 109,337	〃	△ 94,007	〃
その他	△ 15,102	〃	△ 3,442	〃
繰延税金負債の合計	△ 124,440	〃	△ 97,449	〃
繰延税金資産(負債)の純額	△ 77,027	〃	△ 44,536	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
法定実効税率	34.6	%	34.6	%
(調整)				
役員給与等永久に損金に算入されない項目	11.3	%	10.5	%
住民税均等割等	0.0	%	0.1	%
評価性引当額の増減	0.0	%	1.9	%
中小法人の軽減税率	-0.2	%	-0.3	%
その他	0.0	%	0.0	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.8	%	46.7	%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から23年～38年と見積り、割引率は2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
期首残高	19,935	千円	20,393	千円
時の経過による調整額	458	〃	469	〃
期末残高	20,393	千円	20,862	千円

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
1,941,926	360,936	42,231	2,345,095

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
1,789,285	426,780	14,633	2,230,699

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ペ化ユー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接100%	役員 の兼任あり	利息の支払	123	未払費用	30
							資金の借入	-	関係会社 長期借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ペ化ユー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接100%	役員 の兼任あり	利息の支払	124	未払費用	30
							資金の借入	-	関係会社 長期借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	-	-	当社監査役	-

関係当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
業務委託	税理士報酬	15,886	未払金	4,843

(注) 1. 上記表のうち、取引金額、期末残高には消費税等を含めておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	-	-	当社監査役	-

関係当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
業務委託	税理士報酬	15,716	未払金	9,223

(注) 1. 上記表のうち、取引金額、期末残高には消費税等を含めておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

バイビュー・ホールディングス株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	7,884,370 円 30 銭	8,173,377 円 36 銭
1株当たり当期純利益金額	421,104 円 76 銭	324,371 円 15 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	223,606 千円	172,241 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	223,606 千円	172,241 千円
普通株式の期中平均株式数	531 株	531 株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	4,186,600 千円	4,340,063 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	4,186,600 千円	4,340,063 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	531 株	531 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

科目	当中間会計期間 (2020年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		2,607,262
未収委託者報酬		369,861
未収運用受託報酬		48,411
未収収益		77,764
特定金銭外信託		358,249
前払費用		21,610
未収入金		5,301
その他		11,656
流動資産合計		3,500,118
固定資産		
有形固定資産 ※1		227,053
無形固定資産		79,490
投資その他の資産		1,507,998
投資有価証券	1,404,299	
その他	103,698	
固定資産合計		1,814,542
資産合計		5,314,661

科目	当中間会計期間 (2020年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		59,996
未払金		59,707
未払手数料	27,490	
その他未払金	32,216	
未払費用		87,700
未払法人税等		123,637
未払消費税等		24,549
前受収益		243
賞与引当金		147,892
その他		2,160
流動負債合計		505,887
固定負債		
関係会社長期借入金		4,125
退職給付引当金		103,603
資産除去債務		46,922
繰延税金負債		60,366
その他		2,828
固定負債合計		217,846
負債合計		723,734
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		4,192,520
利益準備金	17,292	
その他利益剰余金	4,175,227	
繰越利益剰余金	4,175,227	
株主資本合計		4,292,520
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		298,406
評価・換算差額等合計		298,406
純資産合計		4,590,926
負債・純資産合計		5,314,661

(2) 【中間損益計算書】

科 目	当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
	金 額 (千円)
営業収益	
委託者報酬	683,412
運用受託報酬	231,111
投資助言報酬	6,333
コンサルティング報酬	217,835
営業収益計	1,138,692
営業費用	173,060
一般管理費	735,098
営業利益	230,533
営業外収益	1,852
営業外費用	31,456
経常利益	200,929
税引前中間純利益	200,929
法人税、住民税及び事業税	123,674
法人税等調整額	△ 46,691
法人税等合計	76,982
中間純利益	123,947

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	17,292	4,051,280	4,068,573	4,168,573	171,490	171,490	4,340,063
当中間期変動額								
中間純利益			123,947	123,947	123,947			123,947
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						126,916	126,916	126,916
当中間期変動額合計			123,947	123,947	123,947	126,916	126,916	250,863
当中間期末残高	100,000	17,292	4,175,227	4,192,520	4,292,520	298,406	298,406	4,590,926

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～15年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 358,781 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 減価償却実施額

有形固定資産	14,498 千円
無形固定資産	11,028 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

重要性が乏しい為、注記は省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,607,262	2,607,262	-
(2) 未収委託者報酬	369,861	369,861	-
(3) 未収運用受託報酬	48,411	48,411	-
(4) 未収収益	77,764	77,764	-
(5) 特定金銭外信託	358,249	358,249	-
(6) 未収入金	5,301	5,301	-
(7) 投資有価証券	1,404,299	1,404,299	-
(8) 長期差入保証金	103,192	103,152	△ 40
資産計	4,974,344	4,974,304	△ 40
(1) 預り金	59,996	59,996	-
(2) 未払金	59,707	59,707	-
(3) 未払費用	87,700	87,700	-
(4) 未払法人税等	123,637	123,637	-
(5) 未払消費税等	24,549	24,549	-
(6) 関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債計	359,717	359,815	98

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益 (5) 特定金銭外信託 (6) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

投資有価証券は全て投資信託であるため、中間会計期間末における基準価額によっております。(8) 長期差入保証金

長期差入保証金は事務所及び従業員社宅の賃借契約に伴う敷金であり、時価については当該保証金を一定の期間大口定期預金に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金は親会社からの借入金であり、時価は元利金の合計額を新規に金融機関から同一の条件で借入を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日)

その他有価証券で時価があるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	①株式	-	-	-
	②債券	-	-	-
	③その他	1,074,875	619,523	455,352
	小計	1,074,875	619,523	455,352
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	①株式	-	-	-
	②債券	-	-	-
	③その他	329,424	333,163	△ 3,739
	小計	329,424	333,163	△ 3,739
合計		1,404,299	952,687	451,612

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高 20,862千円

有形固定資産の取得に伴う増加額 25,802千円

時の経過による調整額 257千円

当中間会計期間末残高 46,922千円

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
907,419	224,137	7,135	1,138,692

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1株当たり純資産額 8,645,813円52銭

1株当たり中間純利益金額 233,422円15銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額 4,590,926千円

純資産の部から控除する合計額 —

普通株式に係る中間期末の純資産額 4,590,926千円

1株当たり純資産額の算定上に用いられた 531株

中間期末の普通株式の数

1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間純利益金額 123,947千円

うち普通株式に帰属しない金額 —

普通株式に係る中間純利益金額 123,947千円

普通株式の期中平均株式数 531株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宝金 正典 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 水戸 信之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月17日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宝金 正典 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 水戸 信之 ㊞
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

公開日 2021年 1月 12日

作成基準日 2020年 12月 17日

本店所在地 東京都千代田区一番町 29-1 番町ハウス
お問い合わせ先 コンプライアンス室